

○平成十九年度中国文学学会大会（平成十九年六月三十日）

於 二松学舎大学

〔研究発表〕

一、隋煬帝詩試論

文教大学

樋口 泰裕 氏

一、杜牧の『孫子注』について

専修大学非常勤講師

高橋 未来 氏

一、中日翻訳の誤訳例と問題点

文教大学

舟部 淑子 氏

一、主従複文中の仮定について

大東文化大学

安藤 好恵 氏

一、暑さを詠う賦をめぐって

二松学舎大学

小嶋明紀子 氏

一、鄭玄と王肅

大東文化大学

渡邊 義浩 氏

一、『日本昔話大成』の見直し必要性に

関する中国文学研究の立場からの提言

元山形大学

高橋 稔 氏

〔講演〕

西洋古典の初期刊本をめぐって

成蹊大学名誉教授

細井 敦子 氏

〔総会〕

一、開会の辞

大上 副会長

二、議長選出 樋口泰裕氏を議長に選出

三、会長挨拶

向嶋 会長

四、諸報告

(1) 総務委員会

小松 委員

(2) 企画委員会

佐藤 委員

(3) 編集委員会

加藤 委員

(4) 会計委員会

大塚 委員

五、議事

(1) 平成十八年度決算

大塚 委員

(2) 平成十九年度予算

大塚 委員

(3) その他

向嶋 会長

六、会長選挙

稀代 会長

七、理事選挙

稀代 委員

八、閉会の辞

大上 副会長

○例会

・平成十九年九月二十四日(月)

於 筑波大学人文社会学系棟

一、梁簡文帝の詠物詩について

筑波大学大学院 鎌田 崇嗣 氏

一、ヨーロッパにおける朱子学の受容

筑波大学 井川 義次 氏

・平成十九年十二月八日(土)

於 筑波大学東京キャンパス

一、唐代の女流詩人魚玄機の詩に

おける感情の表出について

筑波大学大学院 大塚 千晶 氏

一、侯景の乱と庾信

―「哀江南賦」論を基礎として

東京女子大学 安藤 信廣 氏

・平成二十年三月八日(土)

於 筑波大学東京キャンパス

一、王漁洋の揚州赴任以前の樂府詩

筑波大学大学院 荒井 禮 氏

一、呉昌碩と水野疎梅

大妻女子大学 松村 茂樹 氏

○平成十九・二十年度役員

会長 大上正美

副会長 安藤信廣

理事

相原茂、青木五郎、上田武、大久保隆郎、甲斐勝二、

加固理一郎、加藤章、河内利治、北村良和、後藤秋正、

桜田芳樹、清水智恵、高木重俊、高橋明郎、高橋均、

高橋由利子、谷口匡、谷口真由実、田部井文雄、中村

俊也、沼口勝、間嶋潤一、三上英司、向嶋成美、村田

和弘、望月真澄、山中恒己、吉原英夫、劉勳寧、鷺野

正明

理事・委員(兼任)

総務委員 小松建男(常務理事)、稀代麻也子

企画委員 佐藤一樹(常務理事)、白井啓介、堀池信夫、

増野弘幸、松本肇、渡辺雅之

編集委員 加藤敏(常務理事)、阿川修三、坂口三樹、

佐々木勲人、寺門日出男、細谷美代子、松村

茂樹、渡邊大

会計委員 井川義次（常務理事）、大塚秀明

会計監査 伊原大策、菅野智明

幹事 荒井禮、有馬みち、鎌田崇嗣、花岡亜希、

和久希

※住所、勤務先等に変更のあつた方は、事務局（〒305-8571
茨城県つくば市天王台一―一―一、筑波大学 人文社会
科学研究科 文芸・言語専攻内）宛御一報下さい。

中国化学会会則

第一条 (名称) 本会は中国化学会と称する。

第二条 (目的) 本会は中国文化及び漢文学の研究とそれに基づく教育への寄与をもつて目的とする。

第三条 (事業) 本会は以下の諸事業を行う。

- ア 大会 年一回。
- イ 例会 年数回。
- ウ 会報 『中国文化』の発行。
- エ 会員名簿の発行。
- オ その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業。

第四条 (会員) 本会は、本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体の会員によつて構成される。

2 本会に入会を希望するものは、会員一名の推薦により理事会の承認を経て会員となることができる。

3 会員は第三条にいう諸事業に参加し、刊行物の頒布を受けられることができる。また、役員選挙の選挙権、被選挙権を持つ。

4 会員は本会則に定める会費を納めなければならない。

第五条 (役員) 本会に以下の役員を置く。役員任期は二年とし、再任を妨げない。

ア 会長 一名。会長は総会で選出される。会長は会を代表し、会務を統べる。

イ 副会長 本会に副会長一名または二名を置くことができる。副会長は理事会の議を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 理事 十五名。理事は総会で選出する。会長は理事会が必要と認めた場合、総会で選出された理事以外に理事若干名を委嘱することができる。

エ 常務理事 若干名。常務理事は理事の中から互選により選出する。

第六条 (総会) 総会は本会の最高意思決定機関で、会長が招集し、毎年一回開催される。

第七条 (理事会) 理事会は会長が招集し、会の重要事項を審議する。第八条 (常務理事会) 本会の日常会務を執行するために常務理事会を置く。常務理事会は会長、副会長、常務理事をもつて構成する。

第九条 (委員会) 常務理事は以下の委員会に属し、会務を分担する。

- ア 総務委員会
- イ 企画委員会
- ウ 編集委員会
- エ 会計委員会

第十条 (会計監査委員) 会計監査委員は毎年一回本会の経理全般を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査委員は理事

以外の会員の中から会長が委嘱する。

第十一条 (選挙管理委員) 選挙管理委員は二年ごとに行われる会長と理事の改選を実施し、その事務を取り扱う。

第十二条 (会計) 本会の諸事業に要する経費は会員の納入する年会費及び寄付金などで賄われる。

2 年会費四、〇〇〇円とする。

3 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第十三条 (改定) 本会則の改定は、理事会の発議により、総会出席者の過半数の同意を得て行う。

(付則) 1 本会則は一九九七年(平成九年)六月二十八日から大塚漢文学会則に代つて発効する。

二〇〇一年(平成十三年)六月二十三日改正。

2 本会の事務所を当分の間筑波大学芸言語学系中国文学研究室に置く。

(了解) (理事の選出、委嘱、常務理事の互選に関して)

理事会は可能な限り全国各地から選出の理事を含めて構成し、常務理事は実務担当に便宜な地域に居住する理事で構成する。

「中国文化」投稿規定

〈応募資格など〉

- 1 中国文化学会会員に限る。
- 2 応募原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文にまとめたものは受理する。

〈原稿枚数など〉

- 3 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 4 原稿枚数は、本文・注（原稿用紙1マスに1字を収める）・図版などをあわせて、下記の枚数を厳守する。
 - (1)論 文：400字詰め35枚以内。（ワープロ使用の場合、縦書きは26字×21行で26枚以内とし、横書きは35字×33行で12枚以内とする。）
 - (2)研究ノート：400字詰め20枚以内。（ワープロ使用の場合、縦書きは26字×21行で15枚以内とし、横書きは35字×33行で7枚以内とする。）
- 5 図版を必要とする場合、占有面積半ページ分を550字として換算する。図版原稿はそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。表についても、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

〈体裁・表記など〉

- 6 原稿は縦書き・横書きのいずれでもよい。
- 7 原稿は常用漢字を原則とする。正漢字・簡体字などを用いる場合は下記に注意する。
 - (1) 引用文など必要箇所を正漢字で表記する場合は、原稿提出時において表記が完成されていること。（正漢字箇所を必ずマーカーなどでマークすること。）
 - (2) 引用文など必要箇所を簡体字で表記する場合も(1)に同じ。
 - (3) とくにワープロ原稿の場合、上記の点に留意すること。引用部分が手書きになっても差し支えない。
- 8 中国語のローマ字表記は、漢語拼音方案による。但し、特殊な綴りで通用している固有名詞や、本人が自分の名前に使用している綴りについては、その使用も認める。また、日本語のローマ字表記は、ヘボン式の使用を原則とする。

〈原稿提出〉

- 9
 - (1) 締切日：2月末日（厳守すること）
 - (2) 提出先：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学人文社会科学研究科文芸・言語専攻内（小松研究室気付）
中国文化学会
 - (3) 原稿は必ず書留により上記に郵送するものとし、2月末日までの消印のあるものを有効とする。
 - (4) 応募時に、原稿以外に複写コピー2部を用意し、合わせて計3部を提出する。（事故に備え、提出前にあらかじめ自家用のコピーを必ず作成しておくこと。）

〈審査〉

- 10 採否については、編集委員会が委嘱した査読委員の報告を受けて、編集委員会で決定し、4月上旬までに連絡する。

〈抜刷ほか〉

- 11 論文掲載者には、掲載誌3部および抜刷30部を贈呈する。